

科学研究における健全性の向上に関する検討委員会分科会の設置について

分科会等名： 研究健全性問題検討分科会

1	所属委員会名	科学研究における健全性の向上に関する検討委員会
2	委員の構成	委員会委員及び会員又は連携会員で合計 15 名以内
3	設置目的	科学研究は社会からの信頼の上に成り立っており、こうした信頼が薄れたり失われたりすれば、科学研究がよって立つ基盤が崩れることになる。このため、日本学術会議では平成 25 年 1 月に声明「科学者の行動規範―改訂版―」を発出して研究者が遵守すべき規範を示すとともに、同年 12 月に提言「研究活動における不正の防止策と事後措置―科学の健全性向上のために―」を公表して、研究不正の事前防止策と事後対応策を提示した。 しかし、研究活動における不正行為の事案が後を絶たず、社会的に大きく取り上げられるようになっている。こうした事態を背景に、平成 26 年 7 月に文部科学省科学技術・学術政策局長より研究健全性問題を検討するよう審議依頼を受けた。このため、様々な分野の意見を踏まえた科学研究における研究健全性問題を検討するために、新たな分科会として設置するものである。
4	審議事項	研究倫理問題に関すること
5	設置期間	時限 平成 26 年 7 月 25 日～平成 27 年 4 月 30 日
6	備考	※新規設置